

「実質無料」「自己負担なし」などの勧誘に注意！

商品やサービスをPRすればキャッシュバックなどで「実質無料」「自己負担なし」などと勧誘されて契約したが、実際にはキャッシュバックなどが入金されず、一時的に負担するつもりだった商品代金やサービス利用料等の支払いだけが続くトラブルが増えています。

■ 事例1

知人から「モニターになれば、実質無料で歯列矯正ができる」と紹介された。歯科医院に出向いて話を聞いたところ「モニターとして歯列矯正代金150万円のローン契約をすると、毎月の返済額と同額がモニター料として歯科医院から振り込まれる」というものだった。実質無料ならお得だと思い、50回払いの契約をして歯列矯正を始めた。



これまで順調に振り込まれていたが、最近モニター料の支払いが遅れており不審だ。

▶支払い期間が長期に及ぶと、事業者の状況に変化が起きて約束されていたモニター料などが受け取れなくなる場合があります。

■ 事例2

SNSのアカウントに「モバイルWi-Fiが実質無料で使えるモニターを募集している」とA社からメッセージが届いた。電話で詳しい内容を聞いたところ「通信会社B社のモバイルWi-Fiを契約してSNSでPRすれば、A社から毎月の利用料金がキャッシュバックされる」とのことだった。2年契約を結び、後日A社とB社それぞれから契約書が届いたが、SNSでPRしてもキャッシュバックが振り込まれず、A社と連絡がつかなくなってしまった。仕方なくB社に解約を申し出たが、高額な解約料を請求された。



▶商品やサービスの提供会社（B社）とキャッシュバック等を支払う事業者（A社）それぞれと契約した場合、A社からキャッシュバック等が支払われないという理由で、B社との契約を解除できるとは限りません。また、解約できても高額な解約料などを請求されることもあります。

【対処法】

✓ 安易に契約しない

上記以外にも様々な商品やサービスを用いて勧誘される場合があります。

「実質無料」「自己負担なし」などと言われても安易に契約しないようにしましょう。

✓ 不安を感じたらすぐ相談

契約や解約等に関することは、お住まいの地域の消費生活センター相談しましょう。

※困った時は、ひとりで悩まず、まず相談！

福岡市消費生活センター相談コーナー（相談無料・秘密厳守）

相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。